

電気供給約款別紙（四国電力送配電株式会社管内）

実施要綱 四国のむシリカ電力 お得時間帯別プラン

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（四国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(a)または(b)に該当し、ホ（料金単価）に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(a)以下のいずれにも該当するものをいいます。

①使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるこ

と（最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。）。

- ②1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b)以下のいずれにも該当するものをいいます。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- ②1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4) 契約容量

(a) 契約容量は、原則として本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて定めます。

ただし、お客さまと当社との協議により、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満である場合

(最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。)にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

- (b) 夜間蓄熱式機器のうち別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1)イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次の①によってえた値に0.4を乗じてえた値が②によってえた値以上となる場合は、①によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{①によってえた値} + \text{②によってえた値} \times 0.1$$

- ① 契約負荷設備のうち別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1)イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

- ② 契約負荷設備のうち別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1)イに定める夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

ただし、別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1)イに定める夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が(a)の場合に該当する場合は、①の値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。

5) 基本料金および電力量料金単価 (税込)

(a)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,381円94銭
	上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	419円27銭

(b)電力量料金単価

①昼間時間 * 午前7時から午後11時

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円22銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円43銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42円72銭

②夜間時間 * 昼間時間以外の時間

1キロワット時につき	25円54銭
------------	--------

6) 使用電力量の計量

- (a) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 15 (使用電力量の計量) に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

(b) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(a)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

(c) 夜間蓄熱式機器の計量等

① 特別の事情がある場合（技術的、経済的にやむをえず、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量している場合をいいます。）は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

② ①に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をシャ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

③ ①および②の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

(d) (c) ①および②の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(a)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(e) (c) ①および②に定める電気の供給をシャ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

7) その他

この実施要綱にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。

別 表

1. 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主に夜間時間に通電する機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 給湯または暖房等単一の用途に対応する機能を有するもの。
 - ロ 給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。
- (2) (1)の「主に夜間時間に通電する機能を有し」には、次の場合を含みます。
- イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロへ（使用電力量の計量）(c) ①または②の場合で、当該一般送配電事業者等が当該機器への電気の供給をしゃ断する適当な装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。